

## TCH チャリティプロデューサーの活動ガイドライン

一般社団法人 こどものホスピスプロジェクト  
TSURUMI こどもホスピス

TSURUMI こどもホスピス (TCH) の活動へのご賛同、および、TCH のチャリティという形でのご支援をいただきますこと、厚く御礼申し上げます。コミュニティ型のこどもホスピスを広く地域社会に周知する意味で、皆さまのお力が必要です。どうぞよろしくお願いいたします。

TCH へのご寄付を募ったり、募金活動を行なうチャリティプロデューサーの活動に取り組んでいただくに際し、その実施ガイドラインをまとめております。ご検討をいただくにあたって、下記ガイドラインをご一読願います。

①チャリティプロデューサー活動の申し込み	本ガイドラインを確認いただき、まずはお電話で概要をご相談いただき、別紙「チャリティプロデューサー（募金活動）申込書」をお送りください。（郵送／メール／FAX にて）
②当日までの準備	ご希望によっては、募金等の活動に必要な TCH の広報ツール等をお送りしますので、お早目に①の申し込みをお願いいたします。
③募金活動の実施	当日の活動に際し、こどものホスピスプロジェクト (TSURUMI こどもホスピス) に寄付する活動だとわかるよう、告知をお願いします。 当日、一般から募金を集める場合は、募金イベントの主催者が責任者になります（こどものホスピスプロジェクトはそのイベントに関する責任は負いません）。また、公共の場で募金活動をする場合、警察署に道路使用許可申請書等を出す必要があります。
④募金のご送金	集められた寄付金は、ゆうちょ振替か銀行口座振込でご送金いただけますようお願いいたします。寄付金を送金いただいてから 1 カ月以内に、お礼状と領収書をお送りいたします。なお、募金にご協力いただいた個々の領収書の発行は致しかねますので、ご了承ください。

◎チャリティプロデューサーの活動は、実施者主体で行っていただく趣旨から、原則として、以下の個別対応はできませんので、ご理解ください。

- 企画されるイベントについて、TSURUMI こどもホスピスのウェブ等での告知や報告
- 所定以外の広報ツールのご提供
- 募金活動やそのイベントの中で発生した事故等への対応

ご不明な点やご質問などございましたら、お気軽に下記事務局までご相談ください。

□お問合せ先

一般社団法人こどものホスピスプロジェクト (TSURUMI こどもホスピス) チャリティ担当

〒538-0035 大阪市鶴見区浜 1 丁目 1-77

TEL : 06-6991-9135 FAX : 06-6991-9136 Email : [info@childrenshospice.jp](mailto:info@childrenshospice.jp)

受付時間：月・木・金・土・日曜日の 10～17 時（火・水曜は休館）

【201806 版】